

介護未経験者等マッチング機能強化モデル事業委託仕様書（案）

本仕様書は、長野県（以下「県」という。）が実施する、介護未経験者等マッチング機能強化モデル事業の業務を委託するに当たり、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

1 業務名

介護未経験者等マッチング機能強化モデル事業

2 業務の目的

介護分野への多様な人材層の参入促進を目的として、主に介護未経験者を対象に事業所とのマッチング機能の強化を図るため、介護未経験者でも行うことができる介護現場の周辺業務等を効率的に短時間で実施できる仕組みの導入等により、これまで介護に関わりのなかった層の介護現場への接点を増加させることで、介護人材のすそ野を広げることを目指す。

3 事業実施期間

契約日から令和8年3月19日までとする。

4 委託契約書

別紙のとおり

5 委託業務の内容

（1）介護事業者への周知・参加促進

ア 対象者

県内の介護サービス事業者

イ 実施内容

- ・ 県や県社会福祉協議会福祉人材センター等と連携し、介護未経験者等が担える短時間業務や周辺業務の切り出しとマッチングを支援する本事業の趣旨や目的を説明する説明会等を企画・開催すること。
- ・ 参加事業者に対して、マッチング対象となる業務（生活援助等）の理解促進を図ること。
- ・ 必要に応じて、個別相談対応を行うこと。
- ・ 説明会等への参加数の目標は、50事業所とする。

（2）介護事業者への業務切り出し等に関する伴走支援、対応記録の作成等

ア 対象者

県内の介護サービス事業者

イ 実施内容

- ・ 本事業に当たり、業務行程等から業務を細分化し、介護未経験者等が担える短時間業務や周辺業務の切り出しに関して、また、業務行程等を整理する中で、DX化、廃止等の業務見直しに関して、個々の事業者に適した方法を具体的に助言、提案をすること。
- ・ 相談・助言等に係る記録を随時作成し、参加事業者と県に共有すること。記録内容は事業者の現状、課題、切り出した業務、業務見直し等の内容を記載すること。

(3) 求人者の登録支援

- ・自社等の民間事業者のマッチングシステムについての説明を行い、登録を支援すること。
- ・求人者（マッチングシステム登録者）数は、20事業所を目標とすること。

(4) 介護未経験者等への周知・募集活動

ア 対象者

- (ア) 潜在的労働者（元気高齢者、子育て中の主婦等）
- (イ) 学生

イ 実施内容

- (ア) 自社等の民間事業者のマッチングシステムを活用し、介護未経験者向けスポット型業務の募集情報を発信すること。
 - ・ターゲットに合わせ、チラシ、SNS、WEB広告、地域イベント、職場見学イベント、求人媒体等を活用し、効果的な広報活動を実施すること。
 - ・応募者に対し業務内容や就業条件等の説明を行い、登録を支援すること。
 - ・応募者（マッチングシステム登録者）数は、100名を目標とすること。
- (イ) 学生向け有償インターンシップ等の実施
 - ・介護施設での短期インターン（1日～5日程度）等の企画・実施
 - ・生活援助・周辺業務について、介護職のやりがいや魅力が伝わるような体験内容とするとともに、介護職員との交流会を実施するなど、介護職についての理解が深められる場を提供すること。
 - ・有償ボランティアとしての位置付けとし、報酬の支給方法等については県と協議の上、適切に設定すること。（報酬費は本委託料に含める）
 - ・参加する学生数は20名を目標とすること。

(5) マッチング支援の実施

ア 対象者

介護事業者（求人者）および介護未経験者等（求職者）

イ 実施内容

- ・自社等の民間事業者のマッチングシステムを活用し、介護事業者と求職者のマッチングを実施すること。
- ・マッチング成立後、業務開始までの調整（スケジュール、業務内容、連絡体制等）を支援すること。
- ・業務開始後のフォローアップ（定着支援、相談対応等）を行うこと。
- ・事業者が負担する手数料は無料とすること。（本委託料に含める）

(6) KPIの設定と効果検証、成果物の作成

ア 設定項目と数値（例）

- ・マッチング成立件数：200 件
- ・介護事業者と求職者のマッチングシステム満足度：80%以上
- ・介護現場への入職者数：1 名以上
- ・その他、県と協議の上定める指標

イ 実施内容

- ・KPIに基づくデータ収集・分析を行い、事業の効果を検証すること。
 - ・アンケート調査や相談記録等を活用し、本事業のスキームについて、横展開が図れるように好事例集を掲載したパンフレットや報告書を作成し、データで提出すること。
- なお、作成に当たっては参加者等関係者の承諾を得ること。

6 県への報告

(1) 事業実施計画書

業務委託契約締結時に、事業実施計画書及び実施体制表(様式任意)を県に提出すること。
なお、事業実施計画書等に変更がある場合は、あらかじめその内容について変更後事業計画書等を添えて県に協議すること。

(2) 事業実施報告書

受託者は次の事項について、事業実施報告書(様式任意)を県が定める日までに提出すること。また、事業実施報告書とは別に定期的に実施状況に関する報告を求める場合があるのでその都度報告すること。

ア 実績報告書(事業の実施内容、成果、課題等)

イ 効果検証レポート(KPIの達成状況、分析結果等)

7 事業実施上の留意事項

- (1) 受託者は、県、県社会福祉協議会福祉人材センター等の関係機関と緊密な連携を図り、相乗効果が図られるよう取り組むこと。
- (2) 受託者は、介護事業者および介護未経験者等に対し、本事業が県の委託事業である旨を自社ホームページや広報媒体等へ掲載するなど、広く理解と周知を図るよう努めること。
- (3) 個人情報を取得する際は、関係機関との共有があり得る旨を説明し、本人の同意を得ること。また、成果の公表に際しても同意を得ること。
- (4) 個人情報の取得・保護・管理については、関係法令を遵守し、漏洩・紛失等が生じないように十分に注意すること。
- (5) 本事業の実施により知り得た個人情報、企業情報等については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならないこと。また、委託業務終了後も同様とする。
- (6) 本事業の実施により知り得た情報の管理については、情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)またはプライバシーマークの認定を受けた管理手法、もしくはそれと同等の情報セキュリティ水準を確保すること。
- (7) 受託者は、本事業により新たに作成する成果物の著作権について、著作権法第21条から第28条までに規定する権利(著作権)を県に無償で譲渡するものとする。また、著作権法第18条から第20条に規定する権利(著作者人格権)については、県の書面による事前の同意を得なければ行使しないこと。
- (8) 完了報告に基づく成果の確認の結果、目標が達成されていない場合において、悪意がある場合若しくは達成されない程度が甚だしい場合又は委託契約の内容若しくはこれに付した条件に違反した場合は、委託費の全額又は一部を減額することとする。
- (9) 本事業の実施に要した費用については、支出内容を証する関係書類を整備し、会計帳簿とともに業務委託の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供することができるよう保管すること。
- (10) 本事業の全部を第三者に再委託することは認めない。一部業務を再委託する場合は、事

前に再委託先および範囲を県に提示し、承諾を得ること。

- (11) 介護未経験者等が周辺業務を行う際は、法令等を遵守し、事故防止のための適切な措置を講じること。
- (12) マッチング後は、介護事業者と介護未経験者等による相互評価を実施し、事業者の受入状況等の見える化を図ること。

8 その他

- (1) 受託者は、やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ委託者と協議の上、承認を得ること。
- (2) この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に疑義が生じたときは、その都度協議するものとする。